

県央ネットやまなし観光エリア
ファムツアー業務委託
公募型プロポーザル実施要項

令和8年8月
甲府市産業部観光課

第1 業務の目的

9市3町※で構成する県央ネットやまなし観光エリアでは、圏域が有する自然、歴史、食など豊富な観光資源と高速交通網を活かした新たな圏域観光による賑わいの創出を目指している。

インバウンド観光誘客促進事業については、連携自治体ツーリズム事業でマーケティング調査を実施した結果、訪日回数の多さや嗜好性の観点から「台湾」をターゲットとして定めたところである。

本事業は、令和7年度に作成した『県央ネットやまなし観光エリア紹介冊子』の情報をもとに、台湾の旅行会社で旅行商品造成を担当する者のほか、KOL（Key Opinion Leader＝旅行分野で強い影響力と発信力を持つ人物）を招聘し、圏域内の観光資源や魅力を体感してもらうことで、台湾からの誘客促進につなげることを目的とする。

※甲府市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、山梨市、甲州市、中央市、昭和町、市川三郷町、富士川町

第2 業務の概要

1 業務名

県央ネットやまなし観光エリア ファムツアー業務

2 業務内容

県央ネットやまなし観光エリア ファムツアー業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

3 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

4 提案上限額

委託料の提案上限額は454万円（消費税及び地方消費税を含む）とする。この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。また、見積書を提出する際は、提案上限額を超えてはならない。

第3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 法人格を有していること。(共同企業体としての参加は認めない。)
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。(更生手続き開始の決定を受けている者を除く。)
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。(再生手続き開始の決定を受けている者を除く。)
- (5) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人の役員及び経営に実質的に関与している者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (7) 本業務に係る公募の日から契約締結の日までの間に、甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱又は甲府市物品供給(入札等)制度要綱に基づく指名停止を受けている期間が含まれていないこと。
- (8) 法人税、消費税及び地方消費税、甲府市税の未納がないこと。
- (9) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までに、国の機関又は地方公共団体が発注した「**観光コンテンツの企画・造成を主目的とする業務委託**」を受注し履行した実績があること。なお、共同企業体の構成員としての受注実績は、代表構成員であり出資比率が50%以上であるものに限る。

第4 参加に係る必要書類の提出

第3に掲げる要件をすべて満たし本プロポーザルに参加を希望する場合は、次の必要書類を日本語で記載して提出すること。ただし、次に掲げる参加申し込みに関連する必要書類は、甲府市の入札参加資格認定の有無により異なるため注意すること。

1 参加申込書等の提出

(1) 提出書類

(○：必要、×：不要、△：委任状については注意事項記載のとおり)

No.	提出書類	入札参加資格 認定有り	入札参加資格 認定無し	注意事項
1	参加申込書 (様式1-1)	○	○	
2	委任状 (様式1-2)	×	△	代表取締役から営業所長等に契約締結、代金の請求・受領等を委任する場合のみ提出
3	使用印鑑届 (様式1-3)	×	○	
4	業務実績書 (様式1-4)	○	○	参加資格要件である実績(第3第1項第9号)の履行が確認できる契約書等の写し(金額・業務内容に係る部分。共同企業体としての実績の場合、出資比率が確認できる協定書等の写しも必要。)を添付すること。
5	誓約書 (様式1-5)	○	○	
6	役員等名簿 (様式1-6)	×	○	
7	法人税及び消費税等の納税証明書 (その3の3)	×	○	写しで可 提出前3月以内に取得したものに限る
8	甲府市税の未納の無い証明 (市内に営業所等がある場合)	×	○ 納税証明書ではなく 未納の無い証明 として取得すること	
9	印鑑証明書	×	○	
10	履歴事項全部証明書	×	○	
11	財務諸表	×	○	写しで可、直近決算分

(2) 提出期限

令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 5 時まで

(3) 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日等、市の休日は除く）

(4) 提出方法

〒 4 0 0 - 8 5 8 5

山梨県甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

甲府市役所 産業部観光課観光開発係 まで持参（本庁舎 8 階）または郵送

※提出期限内必着。

※郵便事故等の場合も提出期限後の受付は行わない。

(5) 提出部数

各 1 部

2 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加申込書の提出を行った者1者につき1提案とし、次の書類を提出すること。

(1) 提出書類とその部数

提出書類	様式及び添付書類等	提出部数
①企画提案書	<u>ア) 企画提案書 (任意様式)</u> ・「提案書記載項目等一覧 (別紙1)」の注意事項を確認し、項目順に作成することとし、提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔に解りやすく記述すること。 ・③業務実施体制調書、④業務工程表についてはプレゼンテーション審査時に使用しないので、企画提案書内に実施スケジュール等を記載すること。 ・提案書に記載する内容は原則として全て実施義務事項とするが、企画の説明上、参考として記載が必要である場合は【参考・費用外】と明示して混同する可能性を排除すること。 ・用紙はA4長辺を縦で使用し、横書き、文字の大きさは11ポイント以上とすること。 ・表紙を除いて20ページ以内で両面印刷（用紙1枚を2ページとカウント）とすること。 ・審査用はプロポーザル参加者が判別できないよう、企業デザイン・ロゴ等は一切記載しないかマスキング等の処置を行うこと。 <u>イ) 資料 (任意様式)</u> ・企画提案のプレゼンテーションを円滑に進行するため、必要な場合は企画提案書とは別にA4版縦又はA3版横（横書き・片面印刷）を1枚作成してもよい。 ・審査用はプレゼンテーション時に企画提案書とともに使用できるものとし、プロポーザル参加者が判別できないよう、企業デザイン・ロゴ等は一切記載しないかマスキング等の処置を行うこと。	正本1部 審査用6部
②業務実施体制調書	(様式2-1) ・契約締結後における業務の実施体制（担当者等の氏名、経験及び担当する業務）について記載すること。	1部

③業務工程表	任意様式（１枚） ・用紙はＡ３長辺を横で使用、横書きで片面印刷１枚とし、スケジュール等を明記すること。	１部
④見積書	（様式２－２） ・消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかに関わらず、見積もった金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した額を見積書に記載すること。	１部
⑤積算内訳書	任意様式（枚数指定なし） ・提案する企画毎の経費等が把握できるよう、見積書の金額の基礎となる内訳書を作成すること。	１部

(2) 提出期限

令和８年８月２５日（火）午後５時まで

(3) 受付時間

午前９時から午後５時まで（土・日・祝日等、市の休日は除く）

(4) 提出方法

〒４００－８５８５

山梨県甲府市丸の内一丁目１８番１号

甲府市役所 産業部観光課観光開発係 まで持参（本庁舎８階）または郵送

※提出期限内必着。※郵便事故等の場合も提出期限後の受付は行わない。

第５ 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、次のとおり提出すること。

(1) 提出期限

令和８年８月１８日（火）午後３時まで

(2) 提出方法

質問書（様式３）により、電子メールにて提出すること。

提出先メールアドレス sangkaka@city.kofu.lg.jp

(3) 回答方法

令和８年８月２０日（木）までに、甲府市ホームページに掲載する。

(4) 留意事項

実施要項及び仕様書の内容以外に関する質問には回答しない。

第6 選考方法

1 プレゼンテーション審査について

プレゼンテーション審査として「提案書記載項目等一覧（別紙1）」及び「優先受託候補者の選考方法（別紙2）」の審査に関する選考方法に基づき①企画提案書及びプレゼンテーションによる審査を行い、各選考審査委員の技術点の合計平均点（小数点以下第2位を四捨五入）と価格点を合計した得点（以下、「評価点」という。）が最も高い者を優先受託候補者とする。また、評価点が2番目に高い者を次点受託候補者とする。

2 審査日時等

(1) 日時等（予定）

令和8年8月28日（金）（時間・会場等詳細は、電子メールにて通知する。）

(2) 審査参加者の出席人数

参加者1者につき3名以内

(3) 実施方法

A) 提案内容のプレゼンテーション及び補足説明（15分以内）

- ・プレゼンテーションは本市で用意するプロジェクター及びスクリーンを使用して行うことができる。ただし、パソコン等の必要機器は参加者で用意すること。
- ・審査委員には「ア 企画提案書 イ 資料（審査用）」を配布するので、内容が逸脱しないようスライド等を作成するとともに、追加資料の配布やスライド投影は行わないこと。

B) 質疑応答（概ね10分）

(4) 議事録の提出

審査参加者は、説明・質疑応答内容を記録し、詳細な議事録を令和8年8月31日（月）までに電子メールにて提出すること。

提出先メールアドレス sangkaka@city.kofu.lg.jp

- 審査の結果については、令和8年8月31日（月）にプレゼンテーション審査参加者（令和8年8月28日（金）までに辞退届を提出した者を除く）に対し以下のとおり通知書を発送する。
 - ア 優先受託候補者には、優先受託候補者に選定された旨の通知書
 - イ 次点受託候補者には、次点受託候補者に選定された旨の通知書
 - ウ それ以外の審査参加者には、不採用であった旨の通知書

3 審査及び審査結果の公開について

- 審査は非公開とする。
- 審査後、優先受託候補者が決定した場合は、優先受託候補者の事業者名を記載し、その他の審査参加者の事業者名は識別できないようにしたうえで、本市ホームページにおいて審査結果を公表する。ただし、優先受託候補者との協議が不調となり次点受託候補者が次の優先受託候補者となる場合その事業者名を記載した審査結果を公表する。
- 企画提案書およびその概要については原則公表しない。

4 審査結果への異議・疑義について

審査結果に関する異議申し立てや疑義の照会は受け付けない。

第7 優先受託候補者との協議・契約等

1 優先受託候補者との協議

本市は、審査により選考された優先受託候補者と、提案された内容や金額について必要に応じて協議を行う。なお、協議が調わない場合には次点受託候補者を次の優先受託候補者とし、同様に協議を行う。

協議についての議事録は優先受託候補者において作成することとし、これに伴う費用は優先受託候補者の負担とする。

2 優先受託候補者との契約

優先受託候補者との協議が調った場合は、協議内容を反映した仕様書をもって委託者を本市、受託者を優先受託候補者とする業務委託契約を締結する。

3 契約保証金等

契約保証金及び契約保証人は不要とする。

4 支払方法

受託者は、委託業務の履行後に委託者の検査を経た後、委託者に対し委託料の支払いを請求できる。委託者は請求に基づき委託料の支払いを行う。

5 その他

受託者は業務の全部を第三者に委託できない。

第 8 参加申込者の失格

本プロポーザルへの参加申込者が次の各号に該当する場合は、失格とする。

- (1) 第 3 第 2 項の参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為や、本プロポーザルの手続きを通じて信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合
- (4) 審査委員会の選考委員又は本市職員に対して、直接的・間接的問わず本プロポーザルに関し援助を求めた場合
- (5) 本業務委託を履行できないことが明らかであるとき
- (6) プレゼンテーション審査会に参加しなかった場合

第 9 プロポーザルの中止

やむを得ない理由等により本プロポーザルを実施できないと本市が判断したときは中止する場合がある。この場合において、応募に関わる一切の経費その他を本市に請求することはできない。

第 10 辞退

参加申込後に本プロポーザルを辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式 4）を提出すること。ただし、契約締結後の辞退は認めない。

第 11 その他

- 1 参加申込書の提出をもって、本要領を含む本プロポーザルに係る条件を承諾したものとみなす。
- 2 提出された書類は返却しない。
- 3 本市は、提出された書類の機密保持には十分配慮し、企画提案等は本プロポーザルによる受託者の決定以外の目的に無断で使用しない。ただし、甲府市情報公開条例（平成 12 年 12 月 21 日条例第 42 号）に基づく情報公開の対象となることがある。
- 4 提出書類に含まれる著作権、特許権その他法令に基づいて保護される権利を用いた結果生じた事象に係る責任は、全て本プロポーザル参加者が負うものとする。
- 5 審査参加者は、提出した企画提案等の全部又は一部を本市が当該審査のため無償で使用（複製、転記、転写）することに同意するものとする。
- 6 優先受託候補者は、提出した企画提案等の全部又は一部を本市が本業務委託の契約締結のため使用（複製、転記、転写又は修正）することに同意するものとする。
- 7 本プロポーザルの応募に係るすべての経費は、プロポーザル参加者の負担とする。

第 1 2 スケジュール

募集開始	令和 8 年 8 月 3 日 (月)
質問受付期間	募集開始～令和 8 年 8 月 1 8 日 (火)
質問への回答	令和 8 年 8 月 2 0 日 (木)
参加申込書の提出期限	令和 8 年 8 月 2 5 日 (火)
企画提案書の提出期限	令和 8 年 8 月 2 5 日 (火)
プレゼンテーション審査	令和 8 年 8 月 2 8 日 (金)
審査結果の通知	令和 8 年 8 月 3 1 日 (月)
契約締結	令和 8 年 9 月上旬頃

第 1 3 連絡先等

〒400-8585 山梨県甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号

甲府市役所 産業部商工観光室観光課観光開発係 (本庁舎 8 階)

電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 7 0 2

FAX 0 5 5 - 2 2 7 - 8 0 6 5

メール sangkaka@city.kofu.lg.jp